

医療関連サービスマーク認定事業者の皆さまへ



医療関連サービスマーク認定事業者・専用商品
医療関連サービスマーク制度
認定業務外・賠償責任保険

保険期間

2025年2月1日(午後4時)から1年間

“保険料お見積シート” FAX送信期限

2024年12月20日(金)

加入依頼書郵送・保険料入金期限

2025年1月10日(金)

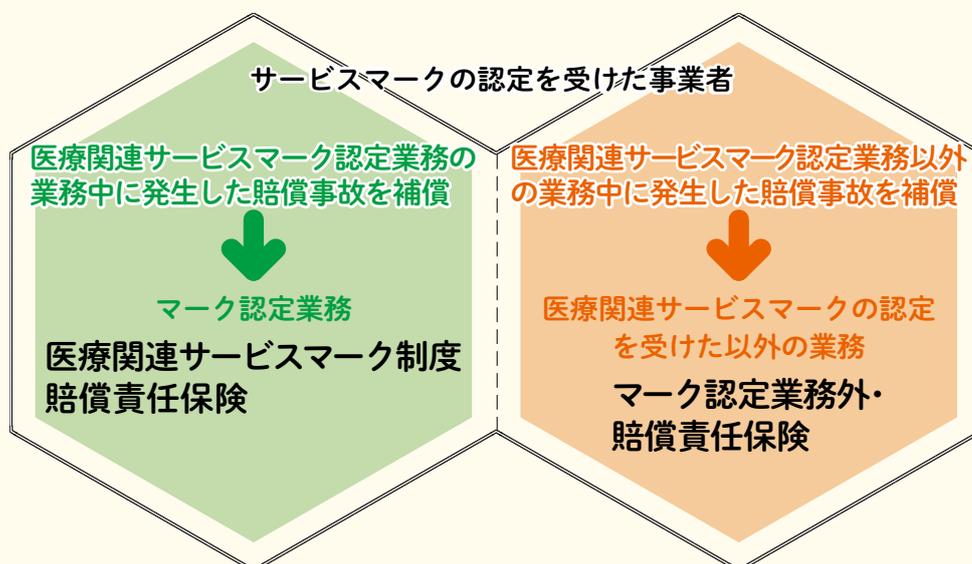
医療関連サービスマーク制度 認定業務外・賠償責任保険のご案内

『医療関連サービスマーク制度認定業務外・賠償責任保険』（略称：マーク認定業務外・賠償責任保険）は、医療関連サービスマーク認定事業者が行う「医療関連サービスマーク認定業務」以外の業務の遂行中に発生した賠償事故を補償します。『医療関連サービスマーク制度賠償責任保険』と本保険にご加入いただきますと、すべての業務遂行中の賠償事故を補償することができます。

『マーク認定業務外・賠償責任保険』は、一般財団法人医療関連サービス振興会を契約者とする団体契約であり、『医療関連サービスマーク制度賠償責任保険』と同様、一般に賠償責任保険にご加入いただく場合と比較してお安い保険料でのご加入が可能です。

1 『マーク認定業務外・賠償責任保険』の仕組み

『医療関連サービスマーク制度賠償責任保険』は、医療関連サービス振興会がサービスマークを付与した事業者の業務遂行中の賠償事故を補償しますが、補償対象はサービスマークの認定を受けた医療関連業務に限定されておりました。そのため、従来、サービスマークの認定を受けた医療関連業務以外の業務を行っている事業者（例：①院内清掃事業者のビルメンテナンス業務 ②患者給食事業者の一般給食 ③寝具類洗濯事業者の一般クリーニング業務等）は、別途、医療関連業務以外の業務を補償する賠償責任保険を手配する必要がありました。『医療関連サービスマーク制度賠償責任保険』にあわせて『マーク認定業務外・賠償責任保険』にご加入いただきますと、サービスマークの認定を受けた事業者が行うすべての業務が補償されます。（ただし、本保険の加入対象とした事業にかぎります。）また、『マーク認定業務外・賠償責任保険』は医療関連サービス振興会を契約者とする団体契約であり、一般でのご加入いただくよりもお安い保険料でのご加入いただけます。



2 ご加入にあたって

1 契約者 一般財団法人医療関連サービス振興会

2 加入対象者と対象業務

(1) 加入対象者

医療関連サービスマーク認定事業者のみ

注：現在、医療関連サービスマーク制度保険に加入されていない事業者（＝代替保険に加入の事業者）も、ご加入できます。

(2) 補償対象者（被保険者）

- ① 医療関連サービスマーク認定事業者
- ② 医療関連サービスマーク認定事業者の役員・使用人

※②は医療関連サービスマーク認定事業者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

(3) 補償対象となる業務

マーク認定業務^(※)以外に行っている業務を補償

【重要】対象となる主たる事業区分は、P.7以降に記載しておりますが、掲載のない事業を本保険制度の対象とする場合は、取扱代理店までお問合せください。

(※) 医療関連サービスマークの認定業務

(注) 2021年2月1日認定分より「⑦病院における患者給食」は「⑦院内調理患者等給食」と名称変更になり、また、新たな認定業務として「⑧院外調理患者等給食」が発足しました。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ① 在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検 | ⑦ 院内調理患者等給食 |
| ② 院内清掃 | ⑧ 院外調理患者等給食 |
| ③ 医療機関内医療機器保守点検 | ⑨ 医療用ガス供給設備保守点検 |
| ④ 院外滅菌消毒 | ⑩ 患者搬送 |
| ⑤ 院内滅菌消毒 | ⑪ 衛生検査 |
| ⑥ 寝具類洗濯 | |

3 ご加入の単位 事業者（法人）単位

4 保険期間 1年間

5 ご加入例と保険料例

■ ケース1

患者給食のマークを取得している事業者の場合



(1) 対象業務

サービスマークを取得している患者給食業務以外の一般給食や仕出弁当製造業務等が『マーク認定業務外・賠償責任保険』の補償対象となります。

(2) 保険料

『医療関連サービスマーク制度賠償責任保険』（A型）：
260,960円（保険期間：3年間）
『マーク認定業務外・賠償責任保険』（A型）：
90,560円（保険期間：1年間）

■ ケース2

院内清掃のマークを取得している事業者の場合



(1) 対象業務

サービスマークを取得している院内清掃業務以外のビルメンテナンス業務や警備業務が『マーク認定業務外・賠償責任保険』の補償対象となります。

(2) 保険料

『医療関連サービスマーク制度賠償責任保険』（A型）：
1,592,350円（保険期間：3年間）
『マーク認定業務外・賠償責任保険』（A型）：
1,443,420円（保険期間：1年間）

3

補償内容と保険金額

(賠償責任保険 普通保険約款、賠償責任保険追加条項・請負業者特約条項・施設所有管理者特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項等セット)

A お支払いの対象となる事故

『マーク認定業務外・賠償責任保険』は、医療関連サービスマーク制度の認定業務以外の業務遂行中もしくは終了後に、業務上の過失により第三者に対して身体の障害や財物の損壊等が発生し、保険期間中に第三者から損害賠償請求を提起された場合、第三者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。

B お支払いする保険金の種類

1 損害賠償金 (示談、和解等による場合でも対象となります。)

(1) 対人事故 治療費、休業損失、慰謝料 等

(2) 対物事故 修理費、再調達費 等

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

(3) 人格権侵害 慰謝料 等

2 争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に関する費用 等

3 各種費用

(1) 事故対応特別費用 原因調査費用、事故現場の保存費用や担当者の派遣費用 (交通費および宿泊費)、文書作成費用などの事故対応にかかる各種費用

※社会通念上、妥当な費用にかぎります。

(2) 被害者対応費用 被害者に対する見舞金、見舞品の購入費用

※社会通念上、妥当な費用にかぎります。

- 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬 (損保ジャパンの事前の承認が必要です。)をお支払いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンにご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 被保険者 (保険の対象となる方=加入事業者)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。本保険では、保険会社が被保険者 (保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 事故が発生した場合には、ただちに、お問い合わせ先まで必ずご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意に発生させた事故
- ②自動車 (道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自動車をいいます。)の運行に起因する事故 (自動車保険のお支払い対象となります。)
- ③地震、噴火、津波、洪水などの天災
- ④特別な約定によって加重された責任、業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤記名被保険者の従業員が記名被保険者の業務に従事中に被った身体障害や財物損壊
- ⑥故意または重大な過失により法令に違反した業務によって生じた損害 等

C 保険金額例

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
受託者賠償	1事故・期間中	100万円			
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用：2万円(死亡の場合 10万円) / 1,000万円 対物臨時費用：2万円			

(※) 自己負担金額：1万円(1事故)

注①：補償内容や保険金額は、『医療関連サービスマーク制度賠償責任保険』に準じています。

注②：身体賠償と財物賠償が1事故で同時に発生した場合、身体賠償と財物賠償を合算して上記の保険金額がお支払限度額となります。

注③：業務遂行中の賠償事故は、請負賠償責任保険・施設賠償責任保険でお支払いします。また、業務終了後の結果に起因する賠償事故は、生産物賠償責任保険でお支払いします。

D 年間保険料

『マーク認定業務外・賠償責任保険』の保険料は、ご加入のお申し出をいただきました事業者ごとに個別でお見積り申し上げます。保険料は、『医療関連サービスマーク制度賠償責任保険』に準じて算出します。

注：この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は直近の会計年度における保険料算出基礎(売上高)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

4 ご加入方法

- 『保険料見積依頼シート』をご記入願います。
医療関連サービスマークを取得していない業務内容と売上高を記載願います。
- 『保険料見積依頼シート』を「代理店 損保ジャパンパートナーズ」へ FAX(03-5989-0601)をお願いします。
『保険料見積依頼シート』の記載内容につきご質問をさせていただきますことがございます。あらかじめご了承願います。
※FAX送信締切日は12月20日(金)です
- 「代理店 損保ジャパンパートナーズ」より年間保険料をご案内します。
お見積書とご加入に必要な書類一式をご送付します。
保険料のお見積りに関しまして、業種によっては特殊な引受けが必要となる場合があり、お見積書作成にお時間がかかる場合がございます。
- 加入依頼書に署名とご捺印、保険料をご送金願います。
送金先口座は、下記のとおりです。
※送金締切日は1月10日(金)です

<保険料のお振込先>
みずほ銀行 東京中央支店 普通 6497074
口座名義 一般財団法人 医療関連サービス振興会
(ザイ)イヨカシサビスシヨカイ
- 返信用封筒にて加入依頼書をご返送願います。
加入者証は、始期月の翌月末までに発送予定です。
※送付締切日は1月10日(金)です

5 ご加入にあたっての注意事項

A 保険期間

2025年2月1日午後4時から2026年2月1日午後4時まで

- 本保険契約は、医療関連サービスマーク制度賠償責任保険と異なり1年契約となります。
- 募集締切日は2025年1月10日(金)となります。
- 中途加入については、毎月20日締切で翌月1日から2026年2月1日午後4時までの保険期間となります。

B 特殊な業務のお引受け

『医療関連サービスマーク制度認定外・賠償責任保険』は、医療関連サービスマーク認定業務以外のすべての業務内容について、原則、お引受けの対象としております。しかし、『保険料お見積りシート』にご記載いただきました内容によっては、補償内容や保険金額を制限したり、お引受けする保険商品を変更、または、お引受けができない場合もありますのであらかじめご了承願います。お引受けに関して変更が発生した場合、または、お引受けできない場合は、取扱代理店よりご説明申し上げます。

その他ご注意事項

- この保険はクーリングオフ制度の対象ではありません。
- この保険は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行いません。
*引受保険会社および引受割合は取扱代理店にお問い合わせください。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高・請負高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、保険始期月の翌月末までに加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金支払限度額（保険金額）および保険料

I 在宅酸素

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用：2万円(死亡の場合 10万円) / 1,000万円 対物臨時費用：2万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

A. 年間売上高 5 億円以下の事業者

$$0.91 \times \boxed{\text{万円}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A } 10.39 \\ \text{B } 13.88 \\ \text{C } 16.48 \\ \text{D } 19.14 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}}$$

(10円単位)

B. 年間売上高 5 億円超～30 億円以下の事業者

$$[0.27 \times \boxed{\text{万円}} + 32,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A } 10.39 \\ \text{B } 13.88 \\ \text{C } 16.48 \\ \text{D } 19.14 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}}$$

(10円単位)

C. 年間売上高 30 億円超の事業者

$$[0.14 \times \boxed{\text{万円}} + 71,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A } 10.39 \\ \text{B } 13.88 \\ \text{C } 16.48 \\ \text{D } 19.14 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}}$$

(10円単位)

II 清掃業

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
受託者賠償	1事故・期間中	100万円			
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用:2万円(死亡の場合10万円) / 1,000万円 対物臨時費用:2万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

○管理下にある物や作業の対象物自体に対する事故→受託者賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

(1) 年間売上高 5,000 万円以下の事業者

$$\boxed{\text{万円}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{A } 43.65 \\ \text{B } 53.49 \\ \text{C } 60.26 \\ \text{D } 67.67 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad (\text{10円単位})$$

(2) 年間売上高 5,000 万円超～2億円以下の事業者

$$[0.68 \times \boxed{\text{万円}} + 1,600] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{A } 43.65 \\ \text{B } 53.49 \\ \text{C } 60.26 \\ \text{D } 67.67 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad (\text{10円単位})$$

(3) 年間売上高 2億円超～5億円以下の事業者

$$[0.38 \times \boxed{\text{万円}} + 7,600] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{A } 43.65 \\ \text{B } 53.49 \\ \text{C } 60.26 \\ \text{D } 67.67 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad (\text{10円単位})$$

(4) 年間売上高 5億円超～10億円以下の事業者

$$[0.22 \times \boxed{\text{万円}} + 15,600] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{A } 43.65 \\ \text{B } 53.49 \\ \text{C } 60.26 \\ \text{D } 67.67 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad (\text{10円単位})$$

(5) 年間売上高 10億円超～30億円以下の事業者

$$[0.17 \times \boxed{\text{万円}} + 20,600] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \text{A } 43.65 \\ \text{B } 53.49 \\ \text{C } 60.26 \\ \text{D } 67.67 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad (\text{10円単位})$$

(6) 年間売上高 30 億円超の事業者

$$[0.09 \times \text{万円} + 44,600] \times \begin{matrix} \text{パターン別料率} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 43.65 \\ \text{B} \ 53.49 \\ \text{C} \ 60.26 \\ \text{D} \ 67.67 \end{array} \right\} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \text{(10円単位)} \end{matrix}$$

オプション

受託者賠償部分の保険金額は、各型共通で100万円の設定となりますが、オプションの加入により、500万円、1,000万円まで引上げを行うことが可能です。

なお、本オプションの設定対象は、基本の型で受託者賠償補償が設定されている業務種類(Ⅱ:清掃業、Ⅴ:一般給食事業、Ⅹ:販売業)にかぎります。

オプション①	100万円	→	引上げ後	500万円
オプション②	100万円	→	引上げ後	1,000万円

$$\begin{matrix} \text{売上高} \\ \text{万円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{パターン別料率} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{①} \ 1.92 \\ \text{②} \ 4.32 \end{array} \right\} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \text{(10円単位)} \end{matrix}$$

Ⅲ 医療用機器の保守点検

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用：2万円(死亡の場合10万円) / 対物臨時費用：2万円 / 1,000万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

A. 年間売上高 5 億円以下の事業者

$$0.91 \times \text{万円} \times \begin{matrix} \text{パターン別料率} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 14.69 \\ \text{B} \ 19.64 \\ \text{C} \ 23.32 \\ \text{D} \ 27.06 \end{array} \right\} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \text{(10円単位)} \end{matrix}$$

B. 年間売上高 5 億円超～30 億円以下の事業者

$$[0.27 \times \text{万円} + 32,000] \times \begin{matrix} \text{パターン別料率} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 14.69 \\ \text{B} \ 19.64 \\ \text{C} \ 23.32 \\ \text{D} \ 27.06 \end{array} \right\} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \text{(10円単位)} \end{matrix}$$

C. 年間売上高 30 億円超の事業者

$$[0.14 \times \boxed{\text{万円}} + 71,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 14.69 \\ \text{B} \ 19.64 \\ \text{C} \ 23.32 \\ \text{D} \ 27.06 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad \begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{(10円単位)} \end{array}$$

IV 寝具類洗濯

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用:2万円(死亡の場合 10万円) 対物臨時費用:2万円 / 1,000万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

A. 年間売上高 10 億円以下の施設

$$0.73 \times \boxed{\text{万円}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 1.09 \\ \text{B} \ 1.45 \\ \text{C} \ 1.73 \\ \text{D} \ 2.01 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad \begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{(10円単位)} \end{array}$$

B. 年間売上高 10 億円超～ 50 億円以下の施設

$$[0.20 \times \boxed{\text{万円}} + 53,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 1.09 \\ \text{B} \ 1.45 \\ \text{C} \ 1.73 \\ \text{D} \ 2.01 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad \begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{(10円単位)} \end{array}$$

C. 年間売上高 50 億円超～ 200 億円以下の施設

$$[0.11 \times \boxed{\text{万円}} + 98,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 1.09 \\ \text{B} \ 1.45 \\ \text{C} \ 1.73 \\ \text{D} \ 2.01 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad \begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{(10円単位)} \end{array}$$

D. 年間売上高 200 億円超の施設

$$[0.055 \times \boxed{\text{万円}} + 208,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 1.09 \\ \text{B} \ 1.45 \\ \text{C} \ 1.73 \\ \text{D} \ 2.01 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad \begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{(10円単位)} \end{array}$$

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
受託者賠償	1事故・期間中	100万円			
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用:2万円(死亡の場合 10万円) / 1,000万円 対物臨時費用:2万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

○管理下にある物や作業の対象物自体に対する事故→受託者賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

A. 年間売上高 10 億円以下の施設

$$0.73 \times \boxed{} \text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \quad 8.27 \\ \text{B} \quad 8.29 \\ \text{C} \quad 9.85 \\ \text{D} \quad 10.58 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{円}$$

(10円単位)

B. 年間売上高 10 億円超～50 億円以下の施設

$$[0.20 \times \boxed{} \text{万円} + 53,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \quad 8.27 \\ \text{B} \quad 8.29 \\ \text{C} \quad 9.85 \\ \text{D} \quad 10.58 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{円}$$

(10円単位)

C. 年間売上高 50 億円超～200 億円以下の施設

$$[0.11 \times \boxed{} \text{万円} + 98,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \quad 8.27 \\ \text{B} \quad 8.29 \\ \text{C} \quad 9.85 \\ \text{D} \quad 10.58 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{円}$$

(10円単位)

D. 年間売上高 200 億円超の施設

$$[0.055 \times \boxed{} \text{万円} + 208,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \quad 8.27 \\ \text{B} \quad 8.29 \\ \text{C} \quad 9.85 \\ \text{D} \quad 10.58 \end{array} \right\} = \boxed{} \text{円}$$

(10円単位)

オプション

受託者賠償部分の保険金額は、各型共通で100万円の設定となりますが、オプションの加入により、500万円、1,000万円まで引上げを行うことが可能です。

なお、本オプションの設定対象は、基本の型で受託者賠償補償が設定されている業務種類（II：清掃業、V：一般給食事業、IX：販売業）にかぎります。

オプション①	100万円	→	引上げ後	500万円
オプション②	100万円	→	引上げ後	1,000万円

$$\begin{array}{c}
 \text{売上高} \\
 \text{万円} \\
 \text{オプション保険料} \quad \boxed{} \times \begin{array}{l} \text{①} \quad 1.92 \\ \text{②} \quad 4.32 \end{array} = \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \boxed{} \\ \text{(10円単位)} \end{array}
 \end{array}$$

VI 医療用ガス供給設備保守点検

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用:2万円(死亡の場合 10万円) / 1,000万円 対物臨時費用:2万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

(1) 年間売上高 2 億円以下の事業者

$$\begin{array}{c}
 \text{万円} \\
 \boxed{} \times \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \quad 53.46 \\ \text{B} \quad 71.45 \\ \text{C} \quad 84.83 \\ \text{D} \quad 98.47 \end{array} \right\} = \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \boxed{} \\ \text{(10円単位)} \end{array}
 \end{array}$$

(2) 年間売上高 2 億円超～ 5 億円以下の事業者

$$\begin{array}{c}
 \text{万円} \\
 [0.7 \times \boxed{} + 6,000] \times \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \quad 53.46 \\ \text{B} \quad 71.45 \\ \text{C} \quad 84.83 \\ \text{D} \quad 98.47 \end{array} \right\} = \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \boxed{} \\ \text{(10円単位)} \end{array}
 \end{array}$$

(3) 年間売上高 5 億円超の事業者

$$\begin{array}{c}
 \text{万円} \\
 [0.54 \times \boxed{} + 14,000] \times \begin{array}{l} \text{パターン別料率} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \quad 53.46 \\ \text{B} \quad 71.45 \\ \text{C} \quad 84.83 \\ \text{D} \quad 98.47 \end{array} \right\} = \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{円} \\ \boxed{} \\ \text{(10円単位)} \end{array}
 \end{array}$$

VII ビルメンテナンス

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用:2万円(死亡の場合 10万円) / 1,000万円 対物臨時費用:2万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

(1) 年間売上高 2 億円以下の事業者

$$\boxed{\text{万円}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 53.46 \\ \text{B} \ 71.45 \\ \text{C} \ 84.83 \\ \text{D} \ 98.47 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad \text{(10円単位)}$$

(2) 年間売上高 2 億円超～5 億円以下の事業者

$$[0.7 \times \boxed{\text{万円}} + 6,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 53.46 \\ \text{B} \ 71.45 \\ \text{C} \ 84.83 \\ \text{D} \ 98.47 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad \text{(10円単位)}$$

(3) 年間売上高 5 億円超の事業者

$$[0.54 \times \boxed{\text{万円}} + 14,000] \times \left\{ \begin{array}{l} \text{A} \ 53.46 \\ \text{B} \ 71.45 \\ \text{C} \ 84.83 \\ \text{D} \ 98.47 \end{array} \right\} = \boxed{\text{円}} \quad \text{(10円単位)}$$

VIII 患者搬送

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
施設賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用:2万円(死亡の場合 10万円) / 1,000万円 対物臨時費用:2万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→施設賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

患者搬送用自動車の台数 パターン別基本料率

台

$$\boxed{} \times \begin{cases} A & 14156.25 \\ B & 17512.50 \\ C & 19812.50 \\ D & 22338.08 \end{cases} = \boxed{} \text{円}$$

(10円単位)

IX 販売業

(1) 保険金支払限度額

保険期間：1年間

補償種類		保険金額			
		A型	B型	C型	D型
請負賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)	1億円	2億円	3億円	5億円
生産物賠償 (身体・財物賠償共通)	1事故(※)・期間中	1億円	2億円	3億円	5億円
受託者賠償	1事故・期間中	100万円			
人格権侵害	1名/1事故・期間中	100万円/1,000万円			
事故対応特別費用	期間中	1,000万円			
被害者対応費用	1名/期間中	対人見舞費用:2万円(死亡の場合10万円) / 1,000万円 対物臨時費用:2万円			

(※) 自己負担額：1万円(1事故)

○業務遂行中の事故→請負賠償責任保険でお支払いします。

○業務終了後の事故→生産物賠償責任保険でお支払いします。

○管理下にある物や作業の対象物自体に対する事故→受託者賠償責任保険でお支払いします。

(2) 保険料

パターン別料率

万円

$$\boxed{} \times \begin{cases} A & 4.83 \\ B & 6.46 \\ C & 7.67 \\ D & 8.90 \end{cases} = \boxed{} \text{円}$$

(10円単位)

オプション

受託者賠償部分の保険金額は、各型共通で100万円の設定となりますが、オプションの加入により、500万円、1,000万円まで引上げを行うことが可能です。

なお、本オプションの設定対象は、基本の型で受託者賠償補償が設定されている業務種類(II:清掃業、V:一般給食事業、IX:販売業)にかぎりません。

オプション①	100万円	→	引上げ後	500万円
オプション②	100万円	→	引上げ後	1,000万円

売上高 パターン別料率

万円

$$\text{オプション保険料} \boxed{} \times \begin{cases} \textcircled{1} & 1.92 \\ \textcircled{2} & 4.32 \end{cases} = \boxed{} \text{円}$$

(10円単位)

『医療関連サービスマーク制度認定業務外・賠償責任保険』
保険料見積依頼シート

表面

◆お客さま情報をご記入ください

法人所在地(見積り送付先)	フリガナ	チバシ チュウオウク OOチョウ1-2-3
〒 260-0001 千葉市中央区OO町1-2-3		
法人名	フリガナ	OOビルサービス カブシキガイシャ
OOビルサービス 株式会社 損保 太郎		
※代表者名までご記入ください。		
ご担当部署	ビル事業部	ご担当者名 総務 OO
ご担当者E-mail	sonpotaro@xx.com	
電話番号	xx(xxxxx)xxxx	FAX xx(xxxxx)xxxx

《マーク認定取得業務》

	衛生検査	院外滅菌消毒	院内滅菌消毒	院内調理患者等給食	院外調理患者等給食	患者搬送
マーク認定取得業務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	酸素供給装置の保守点検	医療機器保守点検	医療用ガス供給設備保守点検	寝具類洗濯	院内清掃	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	

裏面

売上高算出期間(直近会計年度)をご記入ください	2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日
-------------------------	----------------------------

◆加入希望の業務内容・事業所情報をご記入ください。

①	業務内容	一般ビル清掃業務	売上高	26,000 万円
	加入希望型	<input checked="" type="radio"/> A型 <input type="radio"/> B型 <input type="radio"/> C型 <input type="radio"/> D型	オプション	<input type="radio"/> ① <input type="radio"/> ②
②	業務内容	ビル警備業	売上高	8,000 万円
	加入希望型	<input checked="" type="radio"/> A型 <input type="radio"/> B型 <input type="radio"/> C型 <input type="radio"/> D型	オプション	<input type="radio"/> ① <input type="radio"/> ②
③	業務内容		売上高	万円
	加入希望型	<input type="radio"/> A型 <input type="radio"/> B型 <input type="radio"/> C型 <input type="radio"/> D型	オプション	<input type="radio"/> ① <input type="radio"/> ②

◆業務内容ごとの事業所情報

事業所明細 No1	事業所名	xx事業所	業務内容	一般ビル清掃業務
	事業所住所	〒xxx-xxxx xxxxxxx		
事業所明細 No2	事業所名	xx事業所	業務内容	ビル警備業
	事業所住所	〒xxx-xxxx xxxxxxx		

『医療関連サービスマーク制度認定業務外・賠償責任保険』

ご加入に際して特にご注意くださいこと（保険のあらましと注意喚起情報のご説明）

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ

してください。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- （1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
<告知事項>
加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
- （2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を含めた事項
- ④その他証券記載事項や附属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項（生産物賠償責任保険の場合）

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- （1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- （2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- （3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- （4）重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

施設管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など</p> <p>【特約条項の免責事由（施設所有管理者特約条項の場合）】</p> <p>①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など</p>

請負業者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生 および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など</p> <p>【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】</p> <p>①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う 次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ④仕事の終了後（注1）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（注2） （注1）仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 （注2）被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など</p>

生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 *事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。 なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など</p> <p>【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合）】</p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。） ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など</p>

受託者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、他人から預かった物（受託物）を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金（修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など</p> <p>【特約条項の免責事由（受託者特約条項の場合）】</p> <p>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任 ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任 ④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任 ⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汜らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑥屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑧自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任 など</p>

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●**事故が起こった場合**
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間>
0120-727-110 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
 ※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合**
(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
(ヒダヤル) 0570-022808 <通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■幹事引受保険会社

 **損害保険ジャパン株式会社**
 医療・福祉開発部 第二課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 (電話) 03-3349-5137
 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

お問い合わせ先

■取扱代理店

損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第四部
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング16階
 (電話) 03-6837-8851 (FAX) 03-5989-0601
 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

MEMO

お問い合わせ先

■ 取扱代理店

損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第四部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 16階

TEL 03-6837-8851 FAX 03-5989-0601 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■ 契約者

一般財団法人 医療関連サービス振興会 審査部

〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目11番11号 第2フナトビル3階

TEL 03-3238-1862 FAX 03-3238-1865

■ 幹事引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL 03-3349-5137 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付契約の管理業務などの代理業務をおこなっております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。